

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第7号、町営土地改良事業費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

産業課長 神原君。

産業課長（神原 宏一）

おはようございます。

議案第7号 町営土地改良事業費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、平成23年に「地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「第2次地域主権一括法」が施行され、土地改良法の一部が改正されたことに伴い、本条例における引用規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

2ページをお願いします。

下線部でございますが、第1条は、「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改めるものでございます。

土地改良法の一部改正におきまして、第96条の4に新たに第2項が追加されたことに伴い、本条例の引用規定を改めるものでございます。

第5条は同様に「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、「第49条」を「第88条第1項」に改めるものでございます。

土地改良法の一部改正によりまして、災害のため急速に土地改良事業を行う必要がある場合の市町村の応急工事計画について、これまで「第49条」が準用対象でございましたが、「第88条第1項」が新たな根拠規定となることから、本条例の引用規定を改めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」と規定しています。

以上、簡単ではございますが、議案第7号 町営土地改良事業費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。